

社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員退職手当規程

令和2年3月17日制定

長井市社会福祉協議会退職給与規程（昭和41年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）第46条の規定に基づき、職員の退職手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（支給範囲）

第2条 退職手当は、就業規則第2条第1項に定める総合職及び専門職の正規職員を対象とする。

2 契約職員が就業規則第20条から第22条までに定めるキャリア転換制度により専門職となつたときは、転換後この規程を適用する。

3 職員が退職（死亡による退職、契約職員への転換等を含む。以下同じ。）したときは、この規程により退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、退職手当を支給しない。

- (1) 総合職又は専門職の勤続期間が1年未満の者
- (2) 就業規則第67条第2項の規定により懲戒解雇された者

（共済契約の締結等）

第3条 法人は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる共済契約を締結する。

(1) 就業規則第2条第1項に規定する総合職（以下「総合職」という。）の職員 山形県民間社会福祉事業振興会の退職共済規程に基づく共済契約（第一種退職共済事業）

(2) 就業規則第2条第1項に規定する専門職（以下「専門職」という。）の職員 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済約款に基づく共済契約及び山形県民間社会福祉事業振興会の退職共済規程に基づく共済契約（第二種退職共済事業）

2 前項の共済契約による掛金は、法人が負担する。

（支給額）

第4条 退職手当の支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 総合職の職員 山形県民間社会福祉事業振興会の退職手当共済規程により算出した額

(2) 専門職の職員 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済約款及び山形県民間社会福祉事業振興会の退職手当共済規程により算出した額の合算額

（支払の時期）

第5条 退職手当は、職員の退職日から3か月以内に支払う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第7条 この規程の定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に山形県民間社会福祉事業振興会の退職共済（第一種共済事業）の被共済職員となっている専門職の職員については、第3条第1項の規定にかかわらず従前のとおりとする。